



〈組合員の助け合いの成果〉

組合経由の加入で

団体割引

掛金体系の変更
による職域掛金
廃止に伴い
団体割引率
変更!



32.5% 適用

団体割引は多くの組合員の利用と安全運転に支えられています。

※団体割引率32.5%は2021年11月以降の更改契約(新規契約は効力開始日2021年10月契約)から適用されます。

※団体割引適用の場合であっても、車種や補償内容により割引率が異なる場合があります。また、適用される割引率は、毎年11月末時点の実績により変動することがあります。

キャンペーン期間

2022年6月1日～8月31日

見積もりキャンペーン実施中!!

カンタン お見積もり受付中!

車検証・保険証券(共済証券)のコピーを
ご提出ください。

STEP 1

現在の車検証・保険証券
(共済証券)のコピーを
ご用意ください。

裏面の見積り依頼書の該当箇所にご記入ください。

STEP 2

所属の組合を
通じてご提出
ください。



マイカー共済ロードサービス付き 24時間365日、車のトラブル解決に。

マイカー共済すべての契約車両(共済契約証書に記載の「被共済自動車」)がサービスの対象となります。 ※利用には一部条件があります。

7才の交通安全プロジェクト

こくみん共済 coop 自治労共済推進本部は
「7才の交通安全プロジェクト」
に取り組んでいます。



ご不明な点がございましたら、
所属の組合を通じてこくみん共済 coop(全労済)
自治労共済推進本部北海道支部にお問い合わせください。

**じちろうマイカー共済
見積もりキャンペーン
見積依頼書**

(2021年11月制度改定版)

下記基本情報部分に記入のうえ、

現在の自動車保険証券(共済証書)と車検証
といっしょに

北海道支店まで **FAX** するだけ!

こくみん共済 coop(全労済)
自治労共済推進本部 北海道支部

FAX 011-747-1876

おかけ間違いにご注意ください。

基本情報 基本情報となります。必ず記入してください。

組合名 (支部名)		組合員名 カナ 漢字	
県コード 01	組合コード	支部コード	職員コード
生協組合員番号		車名	
掛金の 支払方法 (月払) (年払)			
おなまえ(被共済車を主に使用する方)			
現住所 カナ 〒	主たる被共済者 カナ 漢字		
生年月日 西暦	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	連絡先電話番号(自宅または勤務先)	生年月日 西暦
ご契約者との続柄 <input type="checkbox"/> 契約者本人 <input type="checkbox"/> 契約者の配偶者 <input type="checkbox"/> 契約者の同居の親族 <input type="checkbox"/> 契約者の配偶者の同居の親族			
保険会社名 (共済組合名)	保険 始期日 西暦 平成 令和	年 月 日	現在 等級
★事故有係数 適用期間		(なし) (あり)	

★事故有係数適用期間は現在ご加入の保険証券(共済証書)などでご確認ください。*主たる被共済者は、契約者、契約者の配偶者、契約者または契約者の配偶者と同居する親族の範囲で、被共済自動車を中心に使用する方となります。*配偶者には、内縁関係にある方および同性パートナーを含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。
※この見積依頼書に記載いただいた個人情報は、掛金見積もりを行うために活用するほか、「こくみん共済 coop」の各種共済・サービスのご案内に利用させていただきます。

該当する、または希望される特約・割引の に を入れてください。

<p>運転者年齢条件</p> <p>運転者の年齢で、掛金を割引します。 ※被共済車を運転する人の中で一番若い人の年齢にあった条件を選択してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 26歳以上 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 35歳以上</p>	<p>子供特約</p> <p>運転者年齢条件とは別に、主たる被共済者の子ども専用の年齢条件を設定できます。</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢を問わず補償 <input type="checkbox"/> 21歳以上 <input type="checkbox"/> 26歳以上</p>	<p>運転者本人・配偶者限定特約 8%割引</p> <p>車を運転する人を主たる被共済者とその配偶者のみに限定する場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。 ※主たる被共済者・配偶者とも運転者年齢条件の範囲内であることが必要です。</p>	<p>ハイブリッド車割引 3%割引</p> <p>「こくみん共済 coop」指定の低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、液化石油ガス(LPG)自動車、燃料電池自動車)の場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>	<p>福祉車両割引 7%割引</p> <p>福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>
<p>複数契約割引 3%割引</p> <p>すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の基本補償・車両損害補償の掛金を割引します。</p>	<p>セカンドカー割引</p> <p>2台目以降は 7等級 1台目(他損保契約も可)の契約等級が11等級以上で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降の車を新たに契約される場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。</p>	<p>人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 19%割引(四輪の場合)</p> <p>※補償範囲を限定する特約です。*2台目以降の契約が対象です。 被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割引します。</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ装着(AEB付帯)</p> <p>AEB装置が装着された場合 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 割引が適用されます。 AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。また、AEB装置は各社の安全装備パッケージに含まれていることがあります。</p>	

★基本補償は「標準型」をベースとします。「人身傷害補償」は補償額を選択可能です。

<p>見積もり受付中!!</p> <p>このチラシは、じちろうマイカー共済の概要を説明したものです。ご契約の際には「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。</p>	<p>人身傷害補償</p> <p>契約車両(被共済自動車)に搭乗中等の人が自動車事故で死傷したとき</p> <p>補償額を任意で増やすこともできます。 選択可</p> <p><input type="checkbox"/> 最高5,000万円 標準型 (被共済者1人につき)</p> <p><input type="checkbox"/> 1億円 <input type="checkbox"/> 2億円 <input type="checkbox"/> 無制限</p>	<p>特約をご希望の方は <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車賠償責任補償特約</p> <p>自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を被ったときに1事故につき最高1億円まで補償します。(対人・対物合計) ※原付自転車は対象になりません。</p> <p>月払掛金 80円 年払掛金 880円</p>	
	<p>自動車事故傷害見舞金</p> <p>人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる見舞金です</p> <p>弁護士費用等補償特約 (賠償対応補償付)</p> <p>自動車等での交通事故で被害を被り、事前に「こくみん共済 coop」の同意を得て相手に法律上の損害賠償を請求する場合、それに要した弁護士費用を支払います。また、被共済者が契約車両で人身事故の加害者となった場合の刑事訴訟前弁護士費用も支払います。</p> <p>最高 300万円 (被共済者1人につき)</p> <p>法律相談費用を 10万円 を限度に補償 (一部対象とならない費用もあります)</p>	<p><input type="checkbox"/> 交通事故危険補償特約</p> <p>電車や自転車に乗っているときや、自動車(二輪・原付を含む)事故以外の「交通事故」による損害を補償します。主たる被共済者とその家族が事故にあった場合、損害額を補償します。</p> <p>月払掛金 150円 年払掛金 1,800円 人身傷害補償5,000万円の場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約</p> <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める全損の条件に該当する場合、一律50万円を一時金として支払います(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額を支払います) ※車両共済金額が50万円を下回る場合は掛金もそれに低減します。</p> <p>月払掛金 430円 年払掛金 5,000円 ※</p>
	<p>対人賠償</p> <p>他人を死傷させたとき</p> <p>無制限 (被害者1人につき)</p> <p>対物賠償</p> <p>他人の物を壊したとき</p> <p>無制限 (1事故につき)</p>	<p><input type="checkbox"/> マイバイク特約(標準補償型(10B)の場合)</p> <p>対人賠償:無制限 対物賠償:無制限 自損事故傷害:最高1,500万円 「原付自転車(総排気量125cc以下または定格出力が1kw以下)」を対象とし、家族全員の原付事故を補償します。 ●家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。</p> <p>月払掛金 400円 年払掛金 4,680円</p>	<p><input type="checkbox"/> 車両損害の無過失事故に関する特約</p> <p>「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確認した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。</p>
	<p>対物超過修理費用補償付き</p> <p>事故の相手方の修理費用が、対物賠償で補償する法律上の賠償責任額(時価額が限度)を超える場合で「こくみん共済 coop」が認めた場合</p> <p>最高 50万円 (過失割合に応じて)</p>	<p><input type="checkbox"/> 新車買替特約</p> <p>新車購入から最初の車検(乗用車は3年、貨物車は1年または2年)までの自動車事故にあり、共済期間の満了日が、最初の車検日の「有効期間の満了する日」の属する月末までの場合に、契約時に設定した新車価格相当額を限度に実損分を補償します。 ※契約時に設定した新車価格相当額よりも低額で再取得できた場合は、新車価格相当額までは支払いません。</p>	<p><input type="checkbox"/> 車両損害補償の自己負担額</p> <p>・損害額から設定している自己負担額を差し引いた金額を、契約車両(被共済自動車)の補償額を限度に支払います。 ・車両損害補償部分の掛金を抑えることができます。 車両共済金額が20万円未満の場合、車両損害補償の自己負担額は設定できません。</p> <p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5万円 <input type="checkbox"/> 10万円</p>